

パブリックコメント

みなさんの意見を募集します



第2期津島市子ども・子育て支援事業計画（案）

市では、子ども・子育て支援法に基づき、すべての子育て家庭を対象として、子ども・子育て支援のための施策を定めた「第2期津島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この計画をより良くするために、広く市民の皆さんから意見を募集します。

意見募集期間

12月24日(火)～1月22日(水)(必着)

公表方法 市ホームページまたは子育て支援課、健康推進課(総合保健福祉センター内)、神守支所および神島田連絡所の各窓口において本編の閲覧ができます。

意見の提出方法 ご意見のある方は、本編の内容をご確認の上、「住所・氏名・電話番号・ご意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールで子育て支援課へ提出するか、健康推進課、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投函してください。書式は自由です。

提出・問合せ先 〒496-8686(住所不要)

子育て支援課児童保育G

☎24-1120

☎24-1791

✉kosodate@city.tsushima.lg.jp



子どもたちが安心して
過ごせる場所があります

放課後児童クラブ入所説明会

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後等に遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、放課後児童クラブを各小学校区に設置しています。

令和2年度の入所説明会を行いますので、入所を希望する方は、希望するクラブまでお越しください。

日時・場所 下表のとおり

問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121

クラブ名	対象校区	日時	場所	電話番号
なかよしクラブ	東	1月18日(土)午後2時	東こどもの家(立込町1丁目19番地1 東小学校敷地内)	☎24-9437
どろんこクラブ	西	1月25日(土)午後2時	西こどもの家(大和町1丁目11番地1 西小学校敷地内)	☎24-7460
あおぞらクラブ	南	1月18日(土)午後2時	南こどもの家(常盤町4丁目26番地 南小学校敷地内)	☎24-0316
ひまわりクラブ	北	1月25日(土)午後2時	北こどもの家(松原町37番地1 北小学校敷地内)	☎23-3147
つくしクラブ	神守	1月18日(土)午後2時	神守こどもの家(百島町字牛屋51番地)	☎28-6541
わんぱくクラブ	蛭間	1月26日(日)午前10時	蛭間こどもの家(蛭間町字高瀬809番地)	☎23-2267
そよかぜクラブ	高台寺	1月26日(日)午後1時30分	高台寺こどもの家(神尾町字江西61番地 高台寺小学校敷地内)	☎32-1409
たんぼぼクラブ	神島田	1月18日(土)午後2時	神島田こどもの家(中一色町東郷37番地)	☎31-1744

※当日都合が悪い方は、各クラブまでご連絡ください。

広告 募集

津島市巡回バス



ふれあいバス(津島市巡回バス)の車体および車内に掲載する広告を募集しています。

「ふれあいバス」は、毎日(日曜日、年末年始を除く)市内を4コース18便運行し、平成30年度は、約6万人の方にご利用いただきました。

募集広告 下表のとおり

申込 所定の様式にご記入の上、各申込期限までに下記へ。広告募集の詳細および申込様式は、市ホームページからご覧いただけます。

問合せ 企画政策課行政経営G ☎55-9465

掲載場所	規格	掲載料月額(税込)	枠数	申込期限
車内広告枠	日本産業規格B3版 (縦364mm×横515mm)	2,200円	10	掲載30日前まで
車両後面ラッピング	縦320mm×横1,360mm	6,050円	2	掲載60日前まで
車両左面ラッピング	縦950mm×横1,350mm	18,150円	2	
車両右面ラッピング	縦950mm×横2,300mm	30,800円	2	
車両全面ラッピング	前面部・天井部・ガラス部を除く車両側面および車両後面	55,000円	2	

令和2年度「市政のひろば」・「津島市公式ホームページ」

広告は、市の発行物等にふさわしいものに限り、掲載にあたっては「津島市広告掲載要綱」に基づく審査等があります。

募集内容 下表のとおり

申込 1月24日(金)までに所定の申込用紙を下記へ。

※1月24日までに申し込みのあった広告については、同日以後に掲載の可否を決定します(枠数に満たない場合は随時受付)。

留意事項 掲載料には広告デザイン料・制作費は含みません。必要の場合には代理店にお申し込みください。

※詳細については、市ホームページまたは下記へ。

問合せ シティプロモーション課広報・広聴G ☎55-9584

広告代理店 (株)中日総合サービス ☎55-8071

募集発行物等	媒体概要	掲載月	広告数・規格	掲載料(税込)
広報紙 「市政のひろば」	毎月1回発行 約26,400部作成 全世帯配布	令和2年5月号～ 令和3年4月号	裏一面広告(最終ページ) 毎号(月)1枠 4色刷 縦27cm×横18cm	1枠:104,760円 2回目以降:94,280円
			中面最下段広告 毎号(月)最大4枠 2色刷 縦6cm×横18cm	1枠:15,710円 2回目以降:14,660円
市公式 ホームページ	年間アクセス数 634,932件 (平成30年度実績)	令和2年4月分～ 令和3年3月分	バナー広告 毎月10枠をトップページに掲載 1枠あたり 縦35ピクセル×横200ピクセル サイズ 7KB以内 ファイル形式 GIF(アニメ含む)・JPEG形式	1カ月:5,230円 6カ月連続:26,150円

令和元年度 上半期財政状況を公表します

市では、年2回「財政状況」を公表しています。
市の収入や支出の状況、市税の負担状況をお知らせするものです。

今回は、令和元年9月30日現在(平成31年4月～令和元年9月)の状況です(1万円未満四捨五入)。

問合せ 財政課財政G ☎55-9616



人口62,407人 世帯数26,503世帯
(住民基本台帳:令和元年9月30日現在)

一般会計歳入	
予算現額	212億6,201万円
収入済額	102億8,314万円
収入率	48.4%

項目	上段：予算現額
	下段：収入済額
市税	83億3,192万円
	51億5,962万円
国庫支出金	32億4,204万円
	10億6,414万円
地方交付税	24億5,000万円
	16億6,868万円
市債	19億7,580万円
	0円
県支出金	16億277万円
	1億6,023万円
その他	36億5,948万円
	22億3,047万円

一般会計歳出	
予算現額	212億6,201万円
支出済額	95億2,631万円
執行率	44.8%

項目	上段：予算現額
	下段：支出済額
民生費	65億9,999万円
	26億8,278万円
教育費	25億4,113万円
	7億271万円
総務費	22億8,051万円
	8億5,919万円
衛生費	16億4,377万円
	7億3,925万円
公債費	14億7,312万円
	7億3,111万円
その他	67億2,349万円
	38億1,127万円

【市税内訳】

税目	予算現額	1人当たりの負担額	1世帯当たりの負担額
市民税	37億6,344万円	6万305円	14万2,001円
固定資産税	36億2,599万円	5万8,102円	13万6,814円
軽自動車税	1億4,518万円	2,326円	5,478円
市たばこ税	3億7,009万円	5,930円	1万3,964円
都市計画税	4億2,722万円	6,846円	1万6,120円
計	83億3,192万円	13万3,509円	31万4,377円

【市債】

会計名	残高
一般会計	155億2,993万円
住宅新築資金等貸付事業	226万円
上水道事業	30億9,046万円
下水道事業	73億7,976万円
病院事業	85億1,560万円
計	345億1,801万円

【財産の状況】

土地	建物	有価証券	債権	基金	一時借入金
760,555㎡	205,814㎡	1億2,945万円	1億4,150万円	18億994万円	0円

【一時借入金】

一時借入金
0円

【令和元年度 会計別執行状況】

会計名		予算現額	収入済額 (収入率)	支出済額 (執行率)	
一般会計		212億6,201万円	102億8,314万円 (48.4%)	95億2,631万円 (44.8%)	
特別会計					
国民健康保険		57億3,700万円	28億4,904万円 (49.7%)	22億4,734万円 (39.2%)	
住宅新築資金等貸付事業		393万円	1,498万円 (380.9%)	170万円 (43.4%)	
コミュニティ・プラント事業		3,192万円	1,292万円 (40.5%)	508万円 (15.9%)	
介護保険		53億6,625万円	27億5,386万円 (51.3%)	20億6,939万円 (38.6%)	
後期高齢者医療		15億9,403万円	8億2,865万円 (52.0%)	6億2,329万円 (39.1%)	
企業会計					
上水道事業	収益的	収入	13億6,405万円	6億1,965万円 (45.4%)	4億3,895万円 (33.6%)
		支出	13億782万円		
	資本的	収入	6億904万円	1,383万円 (2.3%)	1億4,834万円 (14.1%)
		支出	10億5,183万円		
下水道事業	収益的	収入	7億5,959万円	4億8,276万円 (63.6%)	1億5,548万円 (20.8%)
		支出	7億4,679万円		
	資本的	収入	5億2,646万円	1億3,558万円 (25.8%)	2億5,720万円 (33.6%)
		支出	7億6,559万円		
病院事業	収益的	収入	94億4,435万円	48億2,766万円 (51.1%)	39億6,025万円 (42.2%)
		支出	93億8,569万円		
	資本的	収入	8億705万円	4億1,300万円 (51.2%)	4億2,723万円 (38.8%)
		支出	11億4万円		

【平成30年度 決算の状況】

会計名	収入済額	支出済額	会計名	収入済額	支出済額	
一般会計	206億1,610万円	196億4,210万円	企業会計			
特別会計			上水道事業	収益的	13億5,088万円	12億5,101万円
国民健康保険	62億9,657万円	60億9,198万円		資本的	2億9,912万円	5億4,196万円
住宅新築資金等貸付事業	1,674万円	307万円	下水道事業	収益的	7億4,287万円	6億7,711万円
コミュニティ・プラント事業	4,547万円	4,547万円		資本的	6億4,459万円	8億7,128万円
介護保険	52億2,012万円	50億958万円	病院事業	収益的	96億1,599万円	92億122万円
後期高齢者医療	15億3,357万円	15億2,635万円		資本的	14億415万円	18億4,965万円

平成30年度普通会計決算財務4表

問合 財政課財政G ☎55-9616

- 表1** 貸借対照表は、年度末における市の財産や負債などの状態を表しています。
表2 行政コスト計算書は、1年間の行政サービス(資産形成を除く)を提供するために要した費用と、それに対する受益者負担を表しています。
表3 純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている数値が1年間でどのように変化したかを表しています。
表4 資金収支計算書は、市がどのような活動に資金を必要とし、それをどのように賄ったのかを表しています。

表1 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
1. 固定資産	75,202	1. 固定負債	17,785
(1)有形固定資産	72,249		
(2)無形固定資産	37		
(3)投資その他の資産	2,916	2. 流動負債	1,994
2. 流動資産	2,474		
(1)現金預金	1,227		
(2)未収金	113		
(3)短期貸付金	86		
(4)基金	1,061		
(5)棚卸資産	-		
(6)その他	-		
(7)徴収不能引当金	△13		
		負債合計	19,779
		純資産の部	金額
		1. 固定資産等形成分	76,349
		2. 余剰分(不足分)	△18,452
		純資産合計	57,897
資産合計	77,676	負債および純資産合計	77,676

表4 資金収支計算書

(単位：百万円)

業務活動収支	金額
業務支出	16,670
業務収入	17,608
臨時支出	3
臨時収入	-
業務活動収支	935
投資活動収支	金額
投資活動支出	1,451
投資活動収入	654
投資活動収支	△797
財務活動収支	金額
財務活動支出	1,542
財務活動収入	1,464
財務活動収支	△78
本年度末資金残高	987
本年度末歳計外現金残高	240
本年度末現金預金残高	1,227

表2 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科目名	金額
経常費用	19,482
経常収益	785
臨時損失	125
臨時利益	12
純行政コスト	18,810

表3 純資産変動計算書

(単位：百万円)

科目名	金額
前年度末純資産残高	59,461
純行政コスト(△)	△18,810
財源	17,241
固定資産等の変動(内部変動)	
資産評価差額	-
無償所管換等	5
その他	-
本年度末純資産残高	57,897

市民1人当たり

(単位：円)

資産額	1,238,200
負債額	315,284
純行政コスト	299,848

※平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口(62,733人)を基に算出。

◆災害時に備えましょう◆

いざという時に備えて、日ごろから非常持ち出し品を準備しておきましょう。

非常持ち出し品の例

- ◎非常食・飲料水(7日分)、飲食のための用具、避難用具、貴重品、日用品、衣類、救急医薬品
- ◎乳幼児のいる家庭では、オムツ、ミルク、ほ乳ビン、母子健康手帳など
- ◎お年寄りや障がい者のいる家庭では、予備メガネ、補聴器、補助具、障害者手帳など

避難所に避難するときは、各自で非常持ち出し品(食料など)を持って避難してください。

※避難所一覧、非常持ち出し品チェックリストなど、市ホームページ(安心・安全→防災)もご覧ください。

問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594



平成 31 年度国民健康保険税減免申請 ～申請期限が近づいています～

特別な事情で保険税を納めることが困難な世帯の方に対し、保険税の減免制度を設けています。下表に該当する場合は、申請により減免を受けることができます。

申請期限 令和2年2月21日(金)

持ち物 保険証、印鑑(朱肉を使用するもの)

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113



区分	理由	減免する額
災害減免	震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が右に掲げる被害を受けたとき 全壊・全焼または流出	減免の理由が発生した日以後に納期限が到来する納期に係る保険税額の全部
	半壊または半焼	減免の理由が発生した日以後に納期限が到来する納期に係る保険税額の50%に相当する額
低所得者減免	世帯主および国保加入者の平成30年中(以下前年中)の総所得金額が33万円以下の所得申告世帯で、平成31年4月1日現在の国保加入世帯	令和元年度に係る保険税額の30%に相当する額
所得激減者減免	世帯主および国保加入者の平成31年1月から令和元年12月まで(以下今年中)の総所得金額の見込額が、前年中の総所得金額に比べ3分の2以下に減少し、前年中の総所得金額が500万円以下の世帯 前年中の総所得金額が250万円以下	令和元年度に係る所得割額の50%に相当する額。ただし、今年中の総所得金額が前年中の総所得金額の3分の2を超えた場合には、減免が取り消されます。
	前年中の総所得金額が250万円を超え500万円以下	令和元年度に係る所得割額の30%に相当する額。ただし、今年中の総所得金額が前年中の総所得金額の3分の2を超えた場合には、減免が取り消されます。

周りとおの命を守るために

もしもの時に備える地域づくり

災害が発生したとき、自力での避難が難しい方など(避難行動要支援者)が、災害時の避難行動等を可能な限り地域で受けられる仕組みを「避難行動要支援者支援制度」といいます。

「避難行動要支援者名簿」を作成し、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者(自主防災会・町内会・自治会・地区民生委員)に情報提供します。災害時の避難支援や安否確認等だけでなく、平常時の見守り活動にも役立ちます。



対象

(施設や病院などに長期入所、入院されている方を除く)

- ①ひとり暮らし老人登録者
 - ②要介護3～5の認定者
 - ③障がい高齢者の日常生活自立度BまたはCの寝たきり高齢者
 - ④認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の方
 - ⑤難病患者(特定疾患医療給付受給者)
 - ⑥身体障害者手帳1級または2級を所持している方
 - ⑦療育手帳Aを所持している方
 - ⑧精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
 - ⑨その他災害時に支援が必要な方で、登録を希望する方
- 詳しくは、市ホームページまたは下記へお問い合わせください。

問合 危機管理課危機防災G ☎55-9594

所得税および贈与税等の確定申告

申告と納付の 期限

- ・所得税および贈与税 3月16日(月)
- ・個人事業者の消費税 3月31日(火)

※納税には、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場の開設

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を下記のとおり開設します。

開設日時 2月17日(月)～3月16日(月)

午前9時～午後5時(受付終了時間 午後4時)

場所 津島商工会議所4階大ホール

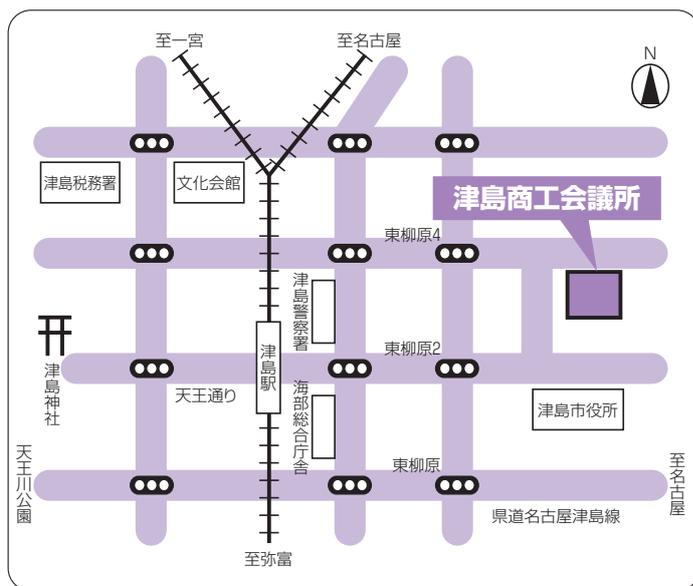
持ち物 関係書類および印鑑等

その他

- ・確定申告会場の開設期間中、津島税務署において申告書の提出はできませんが、申告の相談や申告書作成指導は行われませんので、ご注意ください。
- ・申告書の作成の際には、マイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要になりますのでご注意ください。
- ・申告書の作成に当たり、復興特別所得税の記入漏れにごご注意ください。
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成できます。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

🌐 <http://www.nta.go.jp>

- ・住宅借入金等特別控除の申告に必要な土地や建物の登記事項証明書は、インターネットで請求できます。詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせください。



問合

- ・確定申告について
津島税務署 ☎26-2161
- ・登記事項証明書について
名古屋法務局津島支局 ☎25-4550

給与支払報告書の提出は 1月31日(金)までに

給与の支払いをする方で、給与所得から所得税を源泉徴収する義務のある方は、給与支払報告書を提出することになっています。

給与支払報告書には、令和元年(2019年1月1日～12月31日)中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて、給与を受ける方が1月1日現在に住んでいる市町村へ提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も、提出する必要があります。

なお、平成26年1月1日以降、前々年に提出すべきであった国税の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の場合、光ディスク等または地方税電子申告(eLTAX)による提出が義務化されていますが、平成30年度の税制改正において、令和3年1月提出分より、前々年に提出すべきであった当該給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上に引き下げられました。

問合 税務課市民税G ☎55-9263

法定調書の提出は 1月31日(金)までに

一定の金額を超える給料、報酬、料金などを支払った方は、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した書類(法定調書)を、1年間の支払分に取りまとめ、税務署に提出していただくことになっています。

法定調書を正しく作成し、期限に遅れないように提出しましょう。

なお、平成26年1月1日以降、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上の場合、光ディスク等またはe-Taxによる提出が義務化されていますが、平成30年度の税制改正において、令和3年1月提出分より、前々年に提出すべきであった当該法定調書の種類ごとに、枚数が100枚以上に引き下げられました。

問合 津島税務署 ☎26-2161